

特定家畜伝染病防疫指針の一部改正等案に関する 小委員会の審議概要について

令和 6 年 9 月 26 日

家きん疾病小委員会委員長

牛豚等疾病小委員会委員長

1 家きん疾病小委員会における審議概要

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正等について、令和6年7月16日に開催された第90回家きん疾病小委員会において審議した。

審議においては、以下の項目を中心に確認した。

- (1) 定点モニタリングについては、ウイルスの浸潤状況を早期に把握するため、環境試料を検査するよう変更。強化モニタリングについては、特定症状が出にくい水きん類を優先的に検査するよう変更。併せて、検査の実施数を削減するよう変更。
- (2) 低病原性鳥インフルエンザ（LPAI）の疫学関連家きんの定義を見直す。
- (3) モニター家きん導入前検査を臨床検査及び簡易検査に変更する。

委員からは、

- ①定点モニタリングを現行（血清抗体検査、ウイルス分離検査）から環境試料を検体とした遺伝子検出検査に変更することは慎重に判断すべき
- ②低病原性鳥インフルエンザの疫学関連家きんの追跡調査のさかのぼり日数を緩めるのであれば、防疫措置と併せて改正すべき
- ③家きん再導入時の検査を現行（モニター家きんの臨床検査、ウイルス分離検査、血清抗体検査）から臨床検査及び簡易検査に変更することは、高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）と低病原性鳥インフルエンザで分けて考えるべき

等の意見があった。

2 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針案の修正

事務局は、委員からの意見を踏まえ、

- ①については、環境検査は今後知見を集積することとした上で、定点モニタリングに係る業務負担軽減等のため、現行の通年月1回のウイルス分離検査及び血清抗体検査の実施から、6～9月の間、月1回の血清抗体検査の実施、と修正する旨回答
- ②については、改正案を現行規定に戻すこととし、LPAIの法的な取扱いについては、引き続き検討する旨回答
- ③については、導入したモニター家きんに対し、
 - ・ HPAI発生農場においては、臨床検査及び簡易検査を実施
 - ・ LPAI発生農場においては、臨床検査、簡易検査及び血清抗体検査を実施と修正する旨回答

以上を踏まえ、本小委としては、本案は、HPAI及びLPAIの疾病の発生予防・まん延防止が確保できるものとする。

3 牛豚等疾病小委員会における審議概要

豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫、牛疫及び牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正等について、令和6年7月18日に開催された第98回牛豚等疾病小委員会において審議した。

審議においては、以下の項目を中心に確認した。なお、当該項目は委員会の審議事項ではない留意事項に該当するものである。

＜豚熱＞

- (1) 免疫付与状況確認検査の結果の取りまとめを基に、検査の実施頻度について検討
- (2) 浸潤状況を確認するための調査におけるエライザ検査で陽性又は疑陽性が確認された農場の移動制限を解除するための要件の見直し

委員・オブザーバーからは、(2)に関して

改正案の科学的根拠と改正時期の理由を併せて示すべき等の意見があった。

4 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針案の修正

事務局は、委員・オブザーバーからの意見を踏まえ、

改正案を現行規定に戻すこととし、豚熱の発生状況や豚熱に係る技術開発等の情報を収集し、引き続き改正を検討する旨回答

以上を踏まえ、本小委としては、本案は、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫、牛疫及び牛肺疫の疾病の発生予防・まん延防止が確保できるものとする。

以上